

芦別市強靱化計画

～安全、安心なまちづくりに向けて～



(令和2年度～令和6年度)

[改訂版]

令和6年1月



北海道芦別市

目 次

第1章 はじめに

- 1 計画の策定趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画期間 2

第2章 芦別市強靱化計画の基本的な考え方

- 1 強靱化の基本的な考え方 3
- 2 取組を推進するための方針 3

第3章 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

- 1 脆弱性評価の考え方 4
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 4
- 3 強靱化のための施策プログラム 5
- 人命の保護 8
- 救助・救急活動等の迅速な実施 26
- 行政機能の確保 36
- ライフラインの確保 40
- 経済活動の機能維持 54
- 二次災害の抑制 56
- 迅速な復旧・復興等 60

- 【別表】 芦別市強靱化のための推進事業一覧 62

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、芦別市においても、過去の経験や近年の異常気象から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した令和元年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

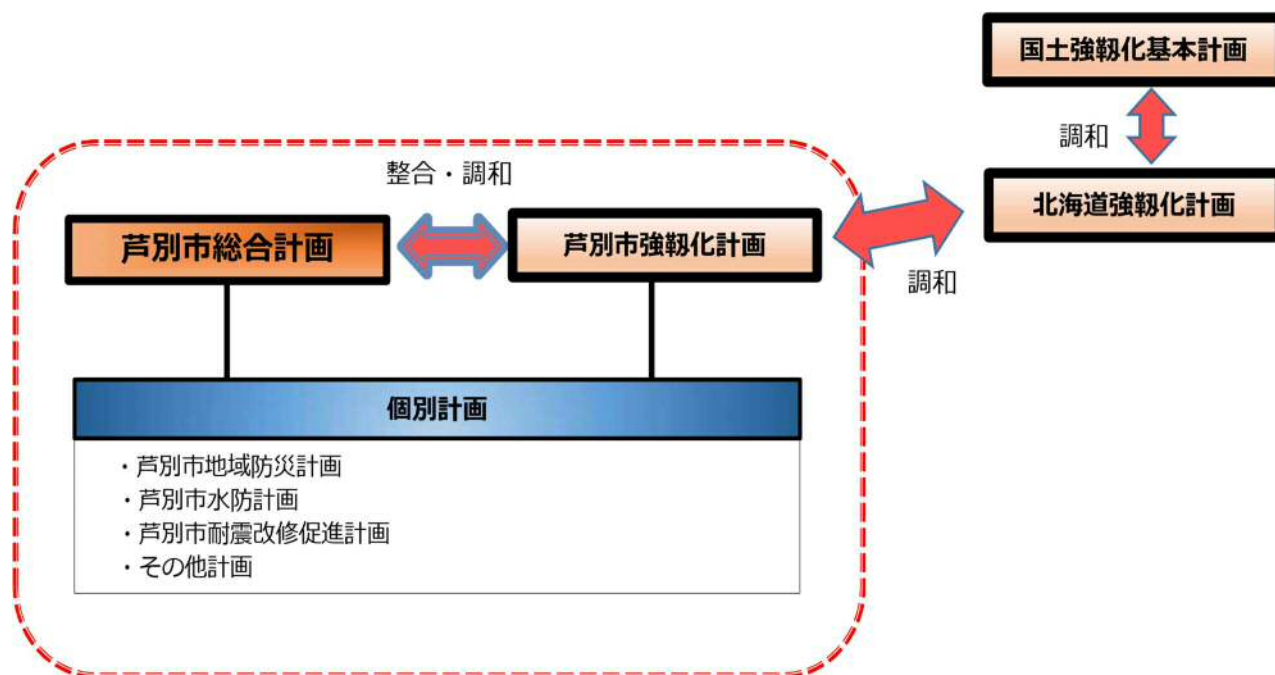
北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、芦別市においても、東日本大震災や平成28年の豪雨災害、平成30年の胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「芦別市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、芦別市の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、市民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。こうした基本認識のもと、芦別市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「芦別市強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、芦別市の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



3 計画期間

国や北海道における強靱化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、計画期間は「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」を踏まえ、5年間とする。

第2章 芦別市強靱化計画の基本的な考え方

1 強靱化の基本的な考え方

芦別市強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の重要な社会経済機能を維持することに加え、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本市の持続的成長につながるものでなければならない。

芦別市の強靱化は、こうした見地から、本市のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、芦別市強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを芦別市独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

<本市強靱化の目標>

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産及び社会経済システムを守る
- (2) 国・北海道全体の強靱化に貢献と、北海道・道内各市町村との連携を推進する
- (3) 災害に強い地域社会や地域経済の実現と迅速な復旧、復興体制の確立を図る

2 取組を推進するための方針

芦別市強靱化計画は、市民や関係機関等との協働により進めるとともに、庁内各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた取組を推進する。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要に応じた事業の見直しを行うなど効果的に推進する。

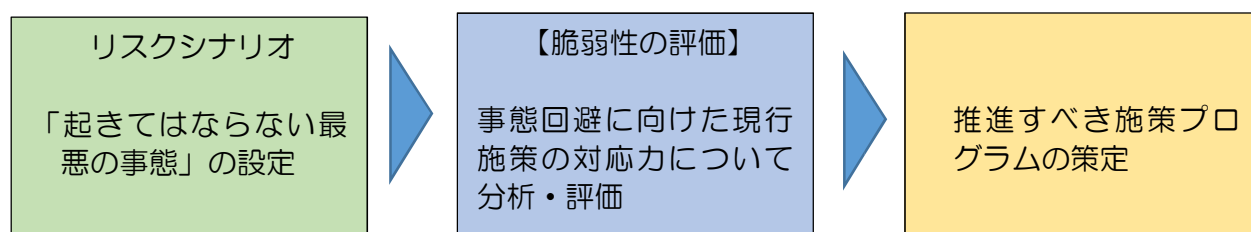
第3章 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本市としても、本計画に掲げる芦別市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- 過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施。
- 国土強靱化への貢献という観点から、市内での大規模自然災害に加え、市外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本市の対応力についても併せて評価。

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

リスクシナリオは、国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」と整合性を図るとともに、北海道並びに空知管内各市町と一体的な取組ができるものとする。

また、本市の地域特性等を踏まえ、施策の重複などを勘案し、区分の整理・統合・絞り込み等を行うこととする。

以上のことから、本市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオは、北海道と同じ7つのカテゴリーとし、大規模津波に関するリスクシナリオ等を除く19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（シナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6 二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 強靱化のための施策プログラム

(1) 施策プログラムの考え方

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、施設の老朽化対策や耐震化などの「ハード施策」と、情報発信、防災訓練、防災教育などの「ソフト施策」を適切に組み合わせ、本市における強靱化施策の取組方針を示す53の「強靱化のための施策プログラム」を設定します。

(2) 施策プログラムの推進及び重点化

施策プログラムの推進にあたっては、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標（成果指標）を設定するものとします。

また、本計画の実効性を確保するため、「北海道強靱化計画」との調和も図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策プログラムを設定します。

【強靱化のための施策プログラム】

強靱化のための施策プログラム		
1 人命の保護		
1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生		
(1-1-1)	住宅・建築物等の耐震化	重点
(1-1-2)	建築物等の老朽化対策	重点
(1-1-3)	避難場所等の指定・整備	重点
(1-1-4)	緊急輸送道路等の整備	重点
1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生		
(1-2-1)	警戒避難体制の整備	重点
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水		
(1-3-1)	洪水・内水ハザードマップの作成	重点
(1-3-2)	河川改修等の治水対策	重点
1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生		
(1-4-1)	暴風雪時における道路管理体制の強化	重点
(1-4-2)	除排雪体制の確保	重点
1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大		
(1-5-1)	冬季も含めた帰宅困難者対策	
(1-5-2)	積雪寒冷を想定した避難所等の対策	重点
1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大		
(1-6-1)	関係機関の情報共有化	重点
(1-6-2)	住民等への情報伝達体制の強化	重点
(1-6-3)	通信施設等の防災対策	
(1-6-4)	観光客に対する情報伝達体制の強化	重点
(1-6-5)	高齢者等の要配慮者対策	重点
(1-6-6)	地域防災活動、防災教育の推進	重点
2 救助・救急活動等の迅速な実施		
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		
(2-1-1)	物資供給等に係る連携体制の整備	重点
(2-1-2)	非常用物資の備蓄推進	重点
2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞		
(2-2-1)	防災訓練等による救助・救急体制の強化	重点
(2-2-2)	自衛隊との連携強化	
(2-2-3)	救急活動等に要する車両・資機材及び施設の整備	
2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺		
(2-3-1)	被災時の医療支援体制の強化	重点
(2-3-2)	災害時における福祉的支援	
(2-3-3)	防疫対策	
3 行政機能の確保		
3-1 行政機能の大幅な低下		
(3-1-1)	災害対策本部機能等の強化	重点
(3-1-2)	行政の業務継続体制の整備	重点
(3-1-3)	広域応援・受援体制の整備	重点

強靱化のための施策プログラム

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(4-1-1) 再生可能エネルギーの導入拡大	重点
(4-1-2) 電力基盤等の整備	重点
(4-1-3) 多様なエネルギー資源の活用	
(4-1-4) 石油燃料等供給の確保	

4-2 食料の安定供給の停滞

(4-2-1) 食料生産基盤の整備	重点
(4-2-2) 地場農産物の付加価値向上と販路拡大	
(4-2-3) 農産物の産地備蓄の推進	重点
(4-2-4) 食料の供給体制の確保	

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(4-3-1) 水道施設等の防災対策	重点
(4-3-2) 下水道施設等の防災対策	重点

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(4-4-1) 交通ネットワークの整備	重点
(4-4-2) 道路施設の防災対策等	重点
(4-4-3) 広域的な公共交通の維持	

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(5-1-1) リスク分散を重視した企業立地等の推進	重点
(5-1-2) 企業の業務継続体制の強化	
(5-1-3) 被災企業等への金融支援	

6 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

(6-1-1) ため池の防災対策	
------------------	--

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(6-2-1) 森林の整備・保全	重点
(6-2-2) 農地・農業水利施設等の保安全管理	

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(7-1-1) 災害廃棄物の処理体制の整備	
-----------------------	--

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(7-2-1) 災害対応に不可欠な建設業との連携	
(7-2-2) 行政職員等の活用促進	

※「重点化すべき施策プログラム」は**重点**と表記しています。

(3) 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

脆弱性評価

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化

① 民間住宅・建築物等の耐震化

- ・ 耐震化計画による住宅の耐震化率は90%の目標に対して64.7%（平成24年3月現在）
- ・ 木造住宅等の耐震診断、耐震改修に対する助成制度により耐震化を推進

評価結果

- 引き続き「芦別市耐震改修促進計画」における目標である耐震化率90%の達成に向けて取り組む必要がある。
- 地震におけるブロック塀の倒壊事故を踏まえた対策の検討が必要である。

② 公共建築物の耐震化

- ・ 小中学校の耐震化は芦別小学校体育館の耐震化により完了（平成23年度）（非構造部材は専門職による定期点検の実施により安全を確保）
- ・ 「耐震改修促進法」に規定する特定建築物の耐震化率は91.7%（令和5年3月現在）
防災拠点となる市庁舎の耐震性が不足

評価結果

- 防災拠点となる公共施設の耐震化が必要である。
- 郷土資料や文化財の倒壊による人的被害や文化的資産の喪失を防ぐための展示方法の点検などの対策が必要である。

個別計画

芦別市耐震改修促進計画（平成30年度～）

【1-1-2】建築物等の老朽化対策

① 民間建築物等の老朽化対策

- ・ 「芦別市空家等対策条例」の施行（平成31年4月）と「芦別市空家等対策計画」の策定（平成31年度）による空き家の適正管理の推進
- ・ 空家等の調査、所有者等への指導・助言、空家等発生抑制の周知啓発

評価結果

- 空家等の所有者に対し、適正管理や老朽化防止の必要性を周知する必要がある。
- 「空家等対策計画」に基づく空家等の発生抑制、空家等の利活用を促進する必要がある。

② 公共建築物の老朽化対策

- ・ 「公共施設等総合管理計画」の策定（平成28年度）による施設の再編と各施設の長寿命化計画に基づく適切な維持管理の実施

評価結果

- 公共施設の総量や配置の最適化にむけた統廃合を推進する必要がある。

個別計画

芦別市空家等対策計画（令和元年度～令和6年度）

芦別市公共施設等総合管理計画（平成28年度～令和27年度）

芦別市公営住宅等長寿命化計画（令和元年度～令和10年度）

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

施設プログラム

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化 重点

① 民間住宅・建築物等の耐震化

- 「芦別市耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化率の目標達成に向け、住宅改修助成制度による民間住宅等の耐震化を促進する。
- 住宅改修促進助成制度を拡充し、新たにブロック塀等の耐震診断、耐震改修（除却・新設・改修）の促進に向けた助成制度を検討し、地震に強いまちづくりを推進する。

推進事務事業 | 芦別市住宅改修促進助成事業（耐震化、バリアフリー、一般リフォーム）

② 公共建築物の耐震化

- 災害時において迅速かつ的確に対応するため、防災拠点となる公共施設の耐震化を推進する。
- 施設に付随する工作物や非構造部材の定期的な点検により施設全体の安全性を確保する。
- 文化財等の展示方法の点検などの防災対策による人的被害の回避と文化財等の保全を図る。

推進事務事業 | 芦別市総合庁舎整備事業（防災拠点の耐震化）

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
住宅の耐震化率	64.7%	64.7%	↗
特定建築物の耐震化率	91.7%	91.7%	↗
防災拠点となる公共施設の耐震化率 （総合庁舎、消防本部）	50.0%	50.0%	↗

【1-1-2】建築物等の老朽化対策 重点

① 民間建築物等の老朽化対策

- 空家等に関する管理意識の醸成により、空家等の発生を抑制するとともに、空家等の利活用や特定空家等の除却を促進する。

推進事務事業 | 空家等対策事業（空家等の適正管理の啓発、空家等の利活用の周知）

② 公共建築物の老朽化対策

- 「公共施設等総合管理計画」における基本的な方針を踏まえ施設ごとに定める個別施設計画による施設の更新、統廃合、長寿命化等による再編を図る。

推進事務事業 | 公共施設マネジメント推進事業（公共施設の再編）

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
特定空家等の除却等の件数	0件	2件	↗
空家等の活用等の件数	0件	0件	↗
公共施設の総床面積	約26万㎡	約25万㎡	↘

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

脆弱性評価

【1-1-3】避難場所等の指定・整備

① 避難場所及び避難所の指定・整備

- ・ 「地域防災計画」に基づき指定緊急避難場所や避難所を指定
指定緊急避難場所：60 箇所、指定避難所：38 箇所（令和5年3月現在）
- ・ ハザードマップや市のホームページ、2023年度に改訂し全戸配布した防災ガイドブックなどにより指定避難所等を周知

評価結果

- 実際に使用することが考えられない避難場所の整理や拠点となる避難所を作る考え方など、避難場所や避難所について、整備を行う必要がある。
- 新たなハザードマップの配布や防災講話などを通じて、避難所や避難行動の周知を徹底する必要がある。
- 避難所運営訓練の実施や地域との連携など、避難所の運営について訓練を行う必要がある。
- 観光客が訪れる道の駅を指定避難所等に指定する必要がある。

② 福祉避難所の指定等

- ・ 「地域防災計画」に基づき福祉避難所を指定
福祉避難所：5 箇所（令和5年3月現在）

評価結果

- 避難生活に特段の配慮を要する方のため、福祉避難所の確保に努めるとともに、避難者の受入方法等を整備する必要がある。

個別計画

芦別市地域防災計画（平成28年度～）

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備

① 緊急輸送道路等の整備

- ・ 国道38号のバイパス化は完了（国）
- ・ 道道旭川芦別線における現道の拡幅は完了（北海道）
- ・ 緊急輸送道路と市道交差点部の道路付属物点検の実施（市）

評価結果

- 緊急輸送道路の計画的な整備を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路の定期的な点検と計画的な修繕を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路における道路付属物の倒壊による交通の遮断を防止する必要がある。

② 緊急輸送道路等の無電柱化

- ・ 道道芦別砂川線及び市道駅前通の無電柱化の検討（北海道／市）

評価結果

- 緊急輸送道路における電柱の倒壊による交通の遮断を防止する必要がある。

個別計画

芦別市道路付属物長寿命化計画（平成29年度～令和8年度）

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

施策プログラム

【1-1-3】避難場所等の指定・整備 重点

① 避難場所及び避難所の指定・整備

- 市民にとってわかりやすく安全な避難場所の設置に向けて、避難所等の指定や整備を推進する。
- 避難所や避難行動に関する周知を徹底し、認知度の向上を図る。
- 避難所運営に関する訓練及び一日防災学校を実施することにより、地域や学校との連携を強化する。
- 土砂災害が想定される指定避難所から避難者を移送する場合の移動手手段の確保など、避難者を安全に避難させる体制を整備する。
- 指定避難所である道の駅の備蓄倉庫資機材の充実を図る。

推進事務事業	防災業務（避難所の指定や避難所運営に関する訓練の実施など）
--------	-------------------------------

② 福祉避難所の指定等

- 避難生活に特段の配慮を要する方のため、社会福祉法人等との連携を図りながら、二次的な避難場所である福祉避難所の確保に努める。
- 福祉避難所における避難者の受入方法や受入態勢、移動手手段などの体制を整備する。

推進事務事業	防災業務（福祉避難所の確保及び受入方法等の整備）
--------	--------------------------

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
福祉避難所の指定数	5箇所	5箇所	↗

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備 重点

① 緊急輸送道路等の整備

- 災害時における緊急輸送の円滑かつ確実に実施するため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路の計画的な整備と維持管理に努める。
- 緊急輸送道路の交差点部における道路付属物の定期的な点検と計画的な修繕に努める。

推進事務事業	道路維持管理業務（市）
--------	-------------

② 緊急輸送道路等の無電柱化

- 関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路における無電柱化の取り組みを検討する。

推進事務事業	市道駅前通街路事業（市：街路事業による無電柱化）
--------	--------------------------

1 人命の保護

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

【1-2-1】警戒避難体制の整備

① 火山噴火に対する警戒避難体制の整備

- ・ 道内の常時観測火山：9 火山
アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山

評価結果

- 芦別市は、北海道地域防災計画における「火山周辺市町村」には該当しないが、大規模な火山噴火に伴う降灰に対する警戒が必要である。

②土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域の情報共有、警戒体制の整備

- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域の指定箇所数：169 箇所（令和5年3月現在）
＜土砂災害警戒区域等＞

土石流危険渓流	89 箇所
急傾斜地崩落危険箇所	64 箇所
地すべり危険箇所	16 箇所

＜土砂災害危険箇所＞

土石流危険渓流	56 箇所
急傾斜地崩落危険箇所	64 箇所
- ・ 土石流危険渓流、急傾斜地崩落危険箇所、地すべり危険箇所の位置図の作成

評価結果

- 土砂災害等の危険がある箇所の土砂災害警戒区域の指定の推進と、指定区域の市民への周知を徹底する必要がある。
- 関係機関との連携により、危険性が高い箇所における土砂災害対策を行う必要がある。

個別計画

芦別市地域防災計画（平成28年度～）

1 人命の保護

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性評価

【1-3-1】洪水・内水ハザードマップの作成

① 洪水・内水ハザードマップの作成

- ・ 芦別市洪水ハザードマップの作成と公表（想定し得る最大規模の降雨）
- ・ 中小河川洪水ハザードマップの作成と全戸配布

評価結果

- 洪水ハザードマップの市民への周知の徹底を図る必要がある。
- 内水による市街地等の浸水リスクを検証した上で、必要に応じてハザードマップの作成等を検討する必要がある。

個別計画

芦別市地域防災計画（平成28年度～）

1 人命の保護

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

施策プログラム

【1-2-1】警戒避難体制の整備 重点

① 火山噴火に対する警戒避難体制の整備

- 火山噴火警戒情報について、降灰による市民の生活や健康への影響等を勘案しながら、注意喚起等の方法の検討を進める。

推進事務事業	防災業務（火山噴火警戒情報に関する対応）
--------	----------------------

② 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の情報共有、警戒体制の整備

- 関係機関と連携を図りながら、土砂災害警戒区域の指定を推進する。
- 土砂災害警戒区域の住民に対する土砂災害ハザードマップによる周知の徹底など、災害時に適切に避難できる体制を整備する。
- 土砂災害による被害の発生に備え、関係機関と連携しながら危険箇所の土砂災害対策を推進する。

推進事務事業	防災業務（土砂災害警戒区域の情報共有・土砂災害に対する警戒体制の整備）
--------	-------------------------------------

1 人命の保護

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

施策プログラム

【1-3-1】洪水・内水ハザードマップの作成 重点

① 洪水・内水ハザードマップの作成

- 国や北海道における浸水想定区域の見直しなどを契機として、適宜ハザードマップの情報を更新するとともに、市民への周知を徹底する。

推進事務事業	防災業務（洪水・内水被害に対する対応）
--------	---------------------

1 人命の保護

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性評価

【1-3-2】河川改修等の治水対策

① 河川改修等の治水対策

- ・ 空知川の河道掘削による治水対策の推進（国）
- ・ パンケ幌内川、ペンケ幌内川の河川改修による災害に強いまちづくりの推進（北海道）
- ・ 普通河川の計画的な草刈と豪雨により被災した河岸の修繕
- ・ 降雨時における浸水被害の防止
雨水幹線排水の整備率：90.9%（令和5年3月現在）
- ・ 道路冠水の頻出箇所の重点的なパトロール、芦別道路維持管理協同組合及び土木事業者との協力による土嚢の配備

評価結果

- 気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理を行う必要がある。
- 道路冠水箇所のパトロールや雨水管の整備などの雨水対策を推進する必要がある。

個別計画

芦別市公共下水道事業計画（令和4年度～令和8年度）



[河岸が増水により被災した二股川]

1 人命の保護

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

施策プログラム

【1-3-2】河川改修等の治水対策 重点

① 河川改修等の治水対策

- 気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理による治水及び防災対策を推進する。
- 内水による冠水や浸水被害を防ぐため、雨水管の整備など計画的な雨水対策を推進する。
- 道路パトロールによる警戒体制の維持と土木事業者との連携による雨水対策を推進する。

推進事務事業	河川改修事業（北海道：道管理河川の治水対策） 道路維持管理事業（道路冠水への対応） 河川維持管理事業（河川改修と河川環境の維持） 下水道雨水幹線整備事業（浸水対策：雨水幹線などの整備）
--------	---

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
雨水幹線排水の整備率	90.9%	90.9%	↗



[河岸改修工事の状況]

1 人命の保護

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

脆弱性評価

【1-4-1】暴風雪時における道路管理体制の強化

① 暴風雪時における道路管理体制の強化

- ・ 除排雪対策本部及び芦別道路維持管理協同組合によるパトロールの実施
- ・ 交通障害の発生が予想される気象状況下での市のホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などによる注意喚起の実施
- ・ 幹線道路における交通規制の実施
- ・ 芦別道路維持管理協同組合と協力した除雪体制の整備による通行止めの解除

評価結果

- 除雪状況や交通規制に関する適時の情報提供に取り組む必要がある。
- 除排雪対策本部における市の全庁的体制の継続と、芦別道路維持管理協同組合を構成する各事業者を含めた道路管理体制を維持する必要がある。

【1-4-2】除排雪体制の確保

① 除排雪体制の確保

- ・ 市保有除排雪機械は 15 台、各事業者保有除排雪機械は 44 台（令和 5 年 3 月現在）
- ・ 本格的な除雪シーズン前に広報等での市民への雪処理マナー等の啓発

評価結果

- 除排雪機械の適切な更新と、オペレーターの確保と育成により、芦別道路維持管理協同組合における除排雪体制を確保する必要がある。

② 高齢者世帯等に対する支援

- ・ 町内会への委託による、高齢者世帯等に対する除排雪、屋根の雪降ろしサービスの実施

評価結果

- 町内会等において、ボランティア活動できる人員の確保が必要である。

③ 間口の置き雪対策の推進

- ・ 業者への委託による、高齢者世帯等に対する門口除雪の実施

評価結果

- 市内全域をカバーできるよう、除雪体制の充実が必要である。

個別計画

芦別市除排雪計画（毎年策定）

1 人命の保護

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

施策プログラム

【1-4-1】暴風雪時における道路管理体制の強化 重点

① 暴風雪時における道路管理体制の強化

- 暴風雪時の車の立往生などを防止するため、交通障害の発生が予想される気象状況下において、多様な媒体を活用した注意喚起を実施する。
- 除雪状況や交通規制に関する適時の情報提供を推進する。
- 除排雪対策本部における市の全庁的体制を継続するとともに、芦別道路維持管理協同組合を構成する各事業者を含めた機動的な道路管理体制を確保する。

推進事務事業	除排雪事業（暴風雪時の道路管理体制）
--------	--------------------

【1-4-2】除排雪体制の確保 重点

① 除排雪体制の確保

- 除排雪機械の計画的な整備、更新を推進するとともに、オペレーターの確保と育成により、芦別道路維持管理協同組合における除排雪体制を確保する。

推進事務事業	除排雪事業（除排雪機械の更新や増強による機械体制の確保）
--------	------------------------------

② 高齢者世帯等に対する支援

- 高齢者世帯に対して、町内会のボランティアによる除排雪や屋根の雪降り等の日常生活を支援するサービスを行い、地域における生活の安心を確保する。

推進事務事業	在宅福祉サービス事業（町内会への委託による高齢者世帯等への支援）
--------	----------------------------------

③ 門口除雪対策の推進

- 国・道・市が除雪する道路に面する戸建て住宅に居住し、自力での除雪が困難な高齢者や障害がある者の世帯の門口及び車庫前の残雪処理を行い、安全の確保と生活を支援する。

推進事務事業	門口除雪事業（業者への委託による高齢者世帯等への支援）
--------	-----------------------------

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
市保有除排雪機械保有台数	15台	15台	→
ボランティアによる除排雪・屋根雪降りの実施世帯数	115世帯	72世帯	↗
門口除雪事業の利用世帯数	253世帯	236世帯	↗

1 人命の保護

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

脆弱性評価

【1-5-1】冬季も含めた帰宅困難者対策

① 公共交通機関の運行停止時における帰宅困難者対策

- ・ 災害時の公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時避難所の確保とその周知・啓発など、冬期を含めた帰宅困難者の対策の取組を進める必要がある。
- ・ 防災業務計画※（2017年2月）に基づく発電設備の確保や食料の備蓄等の検討（民間）

※ 防災業務計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、指定行政機関の長及び指定公共機関が、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し作成する防災対策に関する計画

評価結果

- 交通事業者と連携しながら、公共交通機関の運行停止時における帰宅困難者対策を検討する必要がある。

個別計画	芦別市地域防災計画（平成28年度～）
------	--------------------

【1-5-2】積雪寒冷を想定した避難所等の対策

① 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- ・ 毛布・ストーブ等の資機材の計画的な備蓄
防寒対策用資機材の備蓄状況（令和5年3月現在）
※令和元年度から令和4年度の間に備蓄した数

品名	数量
ポータブルストーブ	114台
毛布	1,255枚
アルミマット	650枚
寝袋	722個
ガソリン発電機	11台
LPG発電機	5台

評価結果

- 避難所における冬季防寒対策を推進する必要がある。

個別計画	芦別市地域防災計画（平成28年度～） 芦別市災害備蓄計画（令和元年度～）
------	---

1 人命の保護

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

施策プログラム

【1-5-1】 冬季も含めた帰宅困難者対策

① 公共交通機関の運行停止時における帰宅困難者対策

- 災害時における公共交通機関の運行停止等による帰宅困難者の一時的な受入態勢の整備や、避難所の周知・誘導などの避難対策の検討を進める。

推進事務事業	防災業務（避難所の周知・誘導などの避難対策）
--------	------------------------

【1-5-2】 積雪寒冷を想定した避難所等の対策 重点

① 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- 毛布・ストーブ等の資機材の計画的な備蓄など、避難所等における冬季防寒対策を推進する。
- 厳寒期における災害の発生を想定し、災害時においても地域の拠点となる避難所等に電力と燃料を供給できる体制を整備する。

推進事務事業	防災業務（冬季における避難所の防寒対策）
--------	----------------------



[冬期間の避難所の暖房対策で備蓄しているストーブ]

1 人命の保護

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

脆弱性評価

【1-6-1】関係機関の情報共有化

① 災害時における情報連絡体制の確保

- ・ 防災行政無線（移動系）や衛星携帯電話等の通信機器の整備
通信機器の保有状況（令和5年3月）

機 器 名	基地局	車載型	携帯型
防災行政無線（移動系）	2台	26台	13台

評価結果

- 防災行政無線や衛星携帯電話等の適正な管理が必要である。
- 災害時における情報収集、伝達に関する関係機関等との連携が必要である。

② 防災情報共有システムの運用

- ・ 防災情報共有システムの導入
全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）
北海道総合行政情報ネットワーク、北海道防災情報共有システム

評価結果

- 防災情報共有システムの有効活用が必要である。

個別計画	芦別市地域防災計画（平成28年度～）
------	--------------------

【1-6-2】住民等への情報伝達体制の強化

① 地域コミュニティの活性化

- ・ 町内会加入率：81.8%（令和元年5月現在）

評価結果

- 芦別市町内会連合会と連携した町内会等への加入促進の取組みが必要である。

② 住民等への情報伝達体制の強化

- ・ 避難勧告等の発令基準や伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成
- ・ 災害時の迅速で適切な行動を示す「芦別市版災害時タイムライン」の作成
- ・ 各種情報伝達手段の活用
市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS：LINE、ツイッター）、
芦別市メールサービス、エリアメール、Yahoo 防災、防災情報の追加と市ホームページ等への
掲載など

評価結果

- 災害時における効果的な情報伝達と停電時における情報伝達手段の確保が必要である。

個別計画	芦別市地域防災計画（平成28年度～）
------	--------------------

1 人命の保護

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

施策プログラム

【1-6-1】関係機関の情報共有化 重点

① 災害時における情報連絡体制の確保

- 災害時における情報連絡体制を確保するため、防災行政無線等の計画的な更新や定期的な動作確認など、適正な管理を推進する。
- 災害現場や避難所、関係機関等との迅速かつ的確な情報収集、伝達体制を整備する。
災害現場における情報収集手段の強化：無人航空機（ドローン）等の資機材の整備

推進事務事業	防災業務（情報の収集、伝達体制の整備）
--------	---------------------

② 防災情報共有システムの運用

- 防災情報共有システムの効果的な運用による情報共有を推進する。

推進事務事業	防災業務（防災情報の共有）
--------	---------------

【1-6-2】住民等への情報伝達体制の強化 重点

① 地域コミュニティの活性化

- 災害時は、「自助」や行政による「公助」とともに、地域コミュニティにおける住民間の「共助」の取組みが不可欠なことから、町内会等の加入促進に向けた取組みを推進する。

推進事務事業	町内会活動促進事業（地域コミュニティの活性化）
--------	-------------------------

② 住民等への情報伝達体制の強化

- 災害時に安全な避難行動をとれるよう、障がい者や高齢者、旅行者などにも配慮した情報発信を行うとともに、災害情報の伝達手段の多様化や、わかりやすくタイムリーな情報の発信など、効果的な情報伝達体制を整備する。
- 停電時における情報伝達手段を確保するための電源対策や、利用できる媒体が限られる場合の情報伝達体制を整備する。

推進事務事業	防災業務（防災情報の伝達体制の強化）
--------	--------------------

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
町内会加入率	81.8%	80.6%	↗

1 人命の保護
1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

脆弱性評価

【1-6-3】通信施設等の防災対策

① 通信施設等の防災対策

- ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の有線・無線によるルートの確保

評価結果

- 通信インフラの適正な管理と災害時における行政情報の保全に関する取組みが必要である。

② 携帯電話等エリア整備

- ・ 携帯電話エリア整備による、災害発生時等の非常時における重要な通信手段の確保。

評価結果

- 携帯電話を利用できない不感地帯を解消し、非常時における通信手段を確保する必要がある。

個別計画

芦別市地域防災計画（平成28年度～）
芦別市業務継続計画（予定）

【1-6-4】観光客に対する情報伝達体制の強化

① 外国人を含む観光客に対する情報伝達体制の強化

- ・ 無料公衆無線 LAN の整備
芦別市役所、芦別駅、道の駅、市民会館、市立芦別病院等

評価結果

- 観光客に対する避難誘導や多言語での情報発信などの対応が必要である。

【1-6-5】高齢者等の要配慮者対策

① 避難行動要支援者対策

- ・ 「避難行動要支援者の避難支援全体計画」に基づく、避難要支援者名簿等の作成

評価結果

- 地域との連携による支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る必要がある。

個別計画

芦別市避難行動要支援者の避難支援全体計画（平成28年度～）

1 人命の保護

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

施策プログラム

【1-6-3】通信施設等の防災対策

① 通信施設等の防災対策

- 通信インフラの計画的な更新により通信環境を確保するとともに、行政情報の保全に関する取り組みを推進する。

推進事務事業	芦別市総合庁舎整備事業（行政情報の保全、通信環境の確保）
--------	------------------------------

② 携帯電話等エリア整備

- 携帯電話を利用できない不感地帯の解消のため、基地局の整備を推進する。

推進事務事業	防災業務（災害発生時等の連絡体制の整備）
--------	----------------------

【1-6-4】観光客に対する情報伝達体制の強化 重点

① 外国人を含む観光客に対する情報伝達体制の強化

- 観光施設等における避難誘導サインの設置や無料公衆無線 LAN の整備、情報発信の多言語対応など、観光客に対する災害情報の伝達体制を強化する。

推進事務事業	防災業務（災害情報の多言語化） 観光施設等整備事業（観光客向けの通信環境の整備）
--------	---

【1-6-5】高齢者等の要配慮者対策 重点

① 避難行動要支援者対策

- 「避難行動要支援者の避難支援全体計画」に基づく避難支援等関係者への要支援者名簿の提供と避難支援プラン（個別計画）の作成を推進するとともに、災害時において迅速かつ円滑な支援をするため、地域との連携による支援体制を整備する。

推進事務事業	防災業務（地域との連携による支援体制の整備）
--------	------------------------

1 人命の保護

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

脆弱性評価

【1-6-6】地域防災活動、防災教育の推進

① 地域防災活動の推進

- ・ 自主防災組織の状況（令和5年3月現在）
組織数：8 町内会

評価結果

- 地域における「共助」の取組みの重要性に関する意識の啓発が必要である。
- 地域ごとの実情を踏まえた行動計画の検討が必要である。

② 消防団の活動体制の強化

- ・ 消防団員：157人 充足率：84.9%（令和5年4月現在）

評価結果

- 地域における防災体制を強化するため、消防団員の確保と実践的な訓練が必要である。

③ 防災教育の推進

- ・ 関係機関に対する通学路の危険箇所の情報提供や保護者、児童生徒に対する注意喚起、危険箇所の点検や一日防災学校など防災に関する授業の実施
- ・ 学校における定期的な避難訓練の実施：年2回以上

評価結果

- 学校による定期的な避難訓練の実施や防災に関する授業などを通じて、学校関係者や児童生徒の防災意識の向上に取り組む必要がある。

個別計画

芦別市地域防災計画（平成28年度～）



[小学校低学年の一日防災学校]

1 人命の保護

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

施策プログラム

【1-6-6】地域防災活動、防災教育の推進 重点

① 地域防災活動の推進

- 地域の自主防災組織の設立や地域における防災の専門家、防災リーダーの育成などへの支援により、地域における自主的な防災活動を推進する。
- 住民等の自主的な防災活動の指針となる「地域防災計画」の策定に関する普及啓発により、地域ごとの実情を踏まえた実効性のある行動計画の策定を促進する。

推進事務事業	防災業務（地域における防災活動への支援）
--------	----------------------

② 消防団の活動体制の強化

- 消防団への加入促進と実践的訓練に取り組むとともに、装備品の計画的な整備を推進する。

推進事務事業	消防活動事業（消防団員の確保）
--------	-----------------

③ 防災教育の推進

- 通学路の危険箇所の注意喚起による事故等の未然防止や、平時からの備え、一日防災学校での避難行動に関する意識啓発などの防災教育の取り組みを推進する。

推進事務事業	防災業務（防災教育の推進）
--------	---------------

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
自主防災組織数	7 団体	8 団体	↗



[小学校高学年の一日防災学校]

2 救助・救急活動等の迅速な実施
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備

① 物資供給等に係る連携体制の整備

- 北海道及び道内市町村（中空知5市5町協定）、民間企業・団体等との防災に関する各種協定の締結
 - 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
 - 水道施設等災害時における応急給水及び応急復旧に関する協定
 - 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定
 - 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定
 - 中空知5市5町防災に関する協定 など
 - （芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町）

評価結果

- 引き続き、各種協定の締結による災害時の応援体制を確保する必要がある。

② 遠方の自治体との災害時応援協定の締結

- 広範囲にわたる甚大な被害の発生により近隣自治体の応援が受けられない事態の想定

評価結果

- 広範囲にわたり甚大な被害が発生した際の相互応援体制の整備に関する検討が必要である。

個別計画 芦別市地域防災計画（平成28年度～）

【2-1-2】非常用物資の備蓄推進

① 非常用物資の備蓄推進

- 非常用物資の計画的な備蓄
食料等の備蓄状況（令和5年3月現在）

品名	数量
非常食（アルファ米）	9,500食
飲料水（500ml）	16,200本
粉ミルク	1,300g

品名	数量
簡易トイレシート	13,400枚
乳幼児用紙おむつ	450枚
高齢者用紙おむつ	2,400枚

※これらの他にもマスク等の衛生用品や医薬品、毛布等を備蓄
給水体制の状況（令和5年3月現在）

区分	数量
給水タンク（1～2t）	3台
緊急用飲料水ポリ袋	1,800袋

評価結果

- 各家庭における食料、飲料水等の備蓄に関する意識啓発が必要である。
- 避難所等への備蓄品の適正な配置に関する検討が必要である。

個別計画 芦別市地域防災計画（平成28年度～）
芦別市災害備蓄計画（令和元年度～）

2 救助・救急活動等の迅速な実施
 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

施策プログラム

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備 重点

① 物資供給等に係る連携体制の整備

- 物資供給をはじめ、医療、救助・救援、情報通信など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で締結している防災に関する各種協定について、その実効性を確保するとともに、平時からの協力関係を構築する。

推進事務事業 | 防災業務（物資供給等に係る連携体制の整備）

② 遠方の自治体との災害時応援協定の締結

- 同時被災リスクの少ない遠方の自治体との「災害時相互応援協定」の締結により、災害時における連携体制の強化を図る。

推進事務事業 | 防災業務（遠方の自治体との災害時応援協定）

【2-1-2】非常用物資の備蓄推進 重点

① 非常用物資の備蓄推進

- 各家庭における「自助」の取組みである3日間分の食料、飲料水等や最低限の生活物資、医薬品等の備蓄に関する市民への意識啓発を推進する。
- 非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備など、備蓄品の適正配置を推進する。
- 断水時における迅速かつ円滑な応急給水体制を整備する。

推進事務事業 | 防災業務（家庭内備蓄の意識啓発、非常用物資の計画的な備蓄）

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
備蓄品の計画数量確保率	10.6%	81.8%	↗

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

脆弱性評価

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化

① 実践的な防災訓練等の実施

- 市や防災会議等による各種訓練の実施による関係機関相互の連携体制の強化
防災訓練参加者延べ人数：2,197人（令和5年度まで）

評価結果

- 効果的な訓練環境の整備などにより災害対応能力を高める必要がある。

② 消防職員の育成

- 救急救命士の各種研修及び実習による救急教育の推進

評価結果

- 救助・救急体制を維持するため、計画的に人材を育成する必要がある。

③ 応急手当、救命処置等の普及啓発

- 事業所や学校等における救命講習の実施

評価結果

- 市民に対する救命処置等の普及啓発を行う必要がある。

個別計画

芦別市地域防災計画（平成28年度～）

【2-2-2】自衛隊との連携強化

① 災害時における自衛隊との連携

- 陸上自衛隊滝川駐屯地（第10即応機動連隊）における災害対応
災害関連の主要装備
人員輸送装備、施設作業装備、人員救護用装備、生活支援装備等
災害時等における連携等に関する協定に基づく取組み
地図に対するUTM座標（位置を住所や緯度・経度ではなく6桁の数字を用いて判別）の
付記による被災位置情報等の共有
災害派遣時における民間建設資機材の賃借料（被災時における民間操縦手の不足への対応）

評価結果

- 自衛隊との連携を強化するため、連絡体制等の整備が必要である。

個別計画

芦別市地域防災計画（平成28年度～）

2 救助・救急活動等の迅速な実施
2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

施策プログラム

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化 重点

① 実践的な防災訓練等の実施

- 「地域防災計画（防災訓練計画）」に基づく市が実施する訓練の実施により、関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性の向上を図る。

推進事務事業 | 防災業務（実践的な防災訓練等の実施）

② 消防職員の育成

- 消防職員の災害対応力向上のため、各種研修等による計画的な人材育成を推進する。

推進事務事業 | 消防活動業務（消防職員の育成）

③ 応急手当、救命処置等の普及啓発

- AED（自動体外式除細動器）の操作方法など、市民向けの救急講習による救命処置等の普及啓発を推進する。

推進事務事業 | 消防活動業務（救命処置等の普及啓発）

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
市民向け消防訓練実施回数（年間）	3回／年	3回／年	↗
市民向け救急講習受講者数（年間）	5回／年	5回／年	↗

【2-2-2】自衛隊との連携強化

① 災害時における自衛隊との連携

- 災害時において、救助・救援活動の中心としての役割が期待される自衛隊と連携し実践的な連絡体制を含めた訓練の取り組みを推進する。

推進事務事業 | その他行政業務（自衛官募集の協力等）
防災業務（実践的な防災訓練等の実施）



[自衛隊による実践的な避難訓練]

2 救助・救急活動等の迅速な実施
 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

脆弱性評価

【2-2-3】救急活動等に要する車両・資機材及び施設の整備

① 救助活動等に要する消防・救急車両及び施設等の整備

- 消防車両等の配備状況（令和5年3月現在）

区分	数量
ポンプ・水槽車	11台
救急車	2台
救助工作車	1台
その他	3台

- 油圧救助器具、エンジンカッター、チェーンソー、熱画像直視装置などの救助資器材の整備
- 築30年以上を経過し老朽化した分団詰所を改善する検討が必要である。

名称	建築年
第一分団詰所	平成28年
第二分団詰所	令和3年
第三分団詰所	昭和48年
第四分団詰所	昭和50年
第五分団詰所	昭和54年
第六分団詰所（本所）	昭和53年
第六分団詰所（分所）	昭和52年

※ 第二分団詰所は、令和3年度に常警多目的センターと統合し、車庫を新設。

評価結果

- 消防・救急車両及び救助に必要な資機材について、災害発生時等に備えて車両や資機材を計画的に整備・更新する必要がある。
- 老朽化した分団詰所は、公共施設等総合管理計画に基づき、複合を含めた更新計画を検討する必要がある。

② AEDの設置促進と設置場所の周知

- AED 設置事業所への登録依頼と登録施設の市ホームページやパンフレットによる周知

評価結果

- AED（自動体外式除細動器）の導入の促進と計画的な更新を進めるとともに、設置場所を市民等に周知する必要がある。

個別計画	芦別消防署消防車両更新計画（平成28年度～） 芦別市公共施設等総合管理計画
------	--

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

施策プログラム

【2-2-3】救急活動等に要する車両、資機材及び施設の整備

① 救助活動等に要する消防・救急車両及び施設等の整備

- 消防力を維持するため、消防車両の計画的な整備を推進する。
- 安全安心な暮らしの確保のため、消防防災施設等の整備を行う。

推進事務事業	消防活動業務（消防車両の計画的な整備、分団詰所の整備更新検討）
--------	---------------------------------



[消防分団施設の統合による整備]

② AEDの設置促進と設置場所の周知

- 公共施設や民間企業等へのAEDの導入を推進する。
- 市民等への設置場所を周知し、利便性と救命率の向上を図る。

推進事務事業	消防活動業務（AEDの設置促進と普及啓発）
--------	-----------------------



[福祉避難所に設置されたAED]

2 救助・救急活動等の迅速な実施
2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

脆弱性評価

【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化

① 被災時の医療支援体制の強化

- ・ 「地域防災計画（医療救護計画）」に基づく被災時における適切な医療救護活動の実施

評価結果

- 北海道や医師会等との連携による被災時における医療支援体制の強化を図る必要がある。

② 市立病院の医療の充実

- ・ 医療従事者の確保と研修体制の強化などによる良質な医療提供体制の整備
- ・ 高度な医療を提供する医療機器の計画的な整備・更新

評価結果

- 救急告示病院の診療機能や災害対応力の強化と現状の医療体制の確保が必要である。

個別計画	芦別市地域防災計画（平成28年度～） 市立芦別病院新改革プラン（平成29年度～） 市立芦別病院経営健全化計画（平成30年度～）
------	---

【2-3-2】災害時における福祉的支援

① 災害時における福祉的支援

- ・ 「避難行動要支援者避難支援プラン [全体計画]」の策定（2015年度）
- ・ 地域住民との連携による支援体制の整備
- ・ 民生委員・児童委員の充足率：81.5%（令和5年3月現在）
- ・ ひとり暮らし高齢者等に対する緊急通報装置の設置支援

評価結果

- 個別の避難支援プランの作成と平時における福祉的支援の担い手を確保する必要がある。
- 急病・災害時の緊急時に、迅速に消防署へ通報ができる体制が必要である。

個別計画	芦別市避難行動要支援者避難行動支援プラン [全体計画]（平成27年度～）
------	--------------------------------------

2 救助・救急活動等の迅速な実施
2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

施策プログラム

【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化 重点

① 被災時の医療支援体制の強化

- 被災時において、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道や医師会・歯科医師会等との連携による災害時医療支援体制を整備する。

推進事務事業	芦別市病院事業（休日・夜間等診療対策、救急体制の維持） 防災業務（災害時における医療機関との連携）
--------	--

② 市立病院の医療の充実

- 救急医療の充実などによる良質な医療サービスの提供と、医療従事者の確保や医療機器の更新、施設の再整備等を計画的に進め、健全経営の維持に努める。

推進事務事業	芦別市病院事業（医療機械器具整備による老朽化した医療機器の更新）
--------	----------------------------------

【2-3-2】災害時における福祉的支援

① 災害時における福祉的支援

- 「避難行動要支援者避難行動支援プラン〔全体計画〕」に基づく避難支援等関係者への要支援者名簿の提供と避難支援プラン（個別避難計画）の作成を推進する。
- 地域住民との連携による支援体制の整備を推進する。
- 平時における福祉的支援を支える民生委員・児童委員の確保に向けた取り組みを継続する。
- ひとり暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、不安の解消と人命の安全を確保する。

推進事務事業	防災業務（地域との連携による支援体制の整備） 民生委員・児童委員事務（民生委員等の活動支援） 緊急通報システム事業（ひとり暮らし高齢者等への支援）
--------	---

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
民生委員・児童委員の充足率	89.2%	81.5%	↗
緊急通報装置の設置台数	68台	60台	→

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

脆弱性評価

【2-3-3】防疫対策

① 防疫対策

- ・ 予防接種：麻しん・風しんワクチン接種率（令和4年度対象者実績）
第1期 68.6% 第2期 82.5% 計 75.9%
- ・ 予防接種：インフルエンザワクチン接種率（令和4年度定期接種対象者）
55.0%
- ・ 予防接種：コロナウイルスワクチン接種回数（令和4年度）
17,973回

評価結果

- 医師会等との連携による感染症予防に関する知識の普及と未接種者への勧奨が必要である。
- 予防接種の適切かつ定期的な実施による感染症の発生・まん延の防止が必要である。
- 被災直後の消毒体制の構築が必要である。

② 応急トイレの整備

- ・ 簡易トイレ及び排便収納袋確保数
簡易トイレ：20個 非常時用排便収納袋：1,950回（令和5年3月現在）
- ・ 災害備蓄計画による計画数：
簡易トイレ：24個 非常時用排便収納袋：10,750回

評価結果

- 簡易トイレ及び災害トイレ用排便収納袋などの備蓄に努める必要がある。

個別計画

芦別市災害備蓄計画（令和元年度～）



[予防接種の推進]

2 救助・救急活動等の迅速な実施
2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

施策プログラム

【2-3-3】防疫対策

① 防疫対策

- 災害時における感染症の発生やまん延等を防ぐため、平時からの感染症対策として、適切かつ定期的な予防接種の実施や知識の普及啓発、未接種者への勧奨を行う。
- 浸水家屋、下水その他不衛生な場所の消毒は、被災後直ちに状況に適した薬剤により実施し特に衛生害虫の発生のおそれのある場所に対しては、早急に殺虫剤等を散布する。
- 床上浸水地域の各戸には、家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、便所の消毒は、適した薬剤で行うよう衛生上の指導を行う。

推進事務事業 | 感染予防対策事業（感染症の発生・まん延防止）

② 応急トイレの整備

- 簡易トイレや災害用トイレ排便収納袋など計画的な備蓄を推進する。

推進事務事業 | 防災業務（災害備蓄品の整備）

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
麻しん・風しんワクチン接種率	90.4%	75.9%	↗
インフルエンザワクチン接種率	51.0%	55.0%	↗
災害用簡易トイレ備蓄率	55.9%	83.3%	↗



[簡易トイレの備蓄状況]

3 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

脆弱性評価

【3-1-1】災害対策本部機能等の強化

① 災害対策本部訓練の実施

- ・ 災害対策本部の設置時における事後検証の実施

評価結果

- 災害対策本部訓練の実施と検証を行うなど、本部機能の強化に向けた取り組みを推進する必要がある。
- 災害時における避難所運営など、職員の動員体制を検証する必要がある。
- 被災者の生活再建に向けた罹災証明や被災者台帳の作成、仮設住宅の建設などの事務手続き等の手順を確立する必要がある。

② 総合的な行政運営や防災等の拠点となる庁舎の機能等の充実

- ・ 「芦別市総合庁舎建設基本構想」の修正及び「芦別市総合庁舎建設基本計画」の策定
基本方針：防災拠点機能を備えた庁舎
 - 市民の安全・安心な暮らしを守るための庁舎
 - 防災情報ネットワーク機能の充実

評価結果

- 老朽化の進行と、耐震性や防災拠点機能が不足している現在の市庁舎の問題点の改善に向けた取り組みが必要である。

個別計画	芦別市地域防災計画（平成28年度～） 芦別市総合庁舎建設基本構想（平成29年度～令和5年度見直し～修正予定） 芦別市総合庁舎建設基本計画（策定予定）
------	--

【3-1-2】行政の業務継続体制の整備

① 行政の業務継続体制の整備

- ・ 「業務継続計画（BCP）」の策定が必要

評価結果

- 「業務継続計画」に即した行動手順の点検や訓練の実施と検証が必要である。
- 災害時における業務継続体制の確立が必要である。（防災拠点のライフラインの確保）

② ICT部門における業務継続体制の整備

- ・ バックアップデータの市総合庁舎での保存

評価結果

- 市総合庁舎における電源の確保が必要である。
- 通信インフラの適正な管理と災害時における行政情報の保全に関する取り組みが必要である。

個別計画	芦別市業務継続計画（予定）
------	---------------

3 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

施策プログラム

【3-1-1】災害対策本部機能等の強化 重点

① 災害対策本部訓練の実施

- 災害時に設置する災害対策本部を中心とした危機管理体制により、迅速かつ的確な災害対応を行うことができるよう、災害対策本部訓練の実施と検証を通じて本部機能の強化を図る。
- 現行の地域防災計画に基づく職員の動員体制の検証を行い、より有効な体制を構築する。
- 関係機関との連携による義援金等の配分手続きや、罹災証明、被災者台帳の作成などの事務手続き等の手順の確立と訓練の実施により、災害時における円滑な事務体制を整備するなど、被災者の生活再建に対する支援に向けた取り組みを推進する。
- 学校の早期再開など、復旧・復興に向けた避難所等からの移転を迅速かつ円滑に進めるため、応急仮設住宅の建設場所と棟数などの事前想定や、住宅の被害認定調査の迅速化に向けた手続き等の手順を確立する。

② 総合的な行政運営や防災等の拠点となる庁舎の機能等の充実

- 総合的な防災・災害復旧の拠点となる市庁舎の整備に向けた取り組みを推進する。

推進事務事業	防災業務（本部訓練の実施・検証、被災者の生活再建） 芦別市総合庁舎整備事業（災害対策本部機能の強化）
--------	---

【3-1-2】行政の業務継続体制の整備 重点

① 行政の業務継続体制の整備

- 災害時においても行政機能の低下を最小限にとどめ、災害対応や早期に再開する必要がある業務の処理体制を確保するため、「業務継続計画」に即した行動手順の点検や訓練の実施、検証により、計画の見直しを行うなど、災害対応力の維持・向上を図る。
- 総合的な防災・災害復旧の拠点となる市庁舎における災害時の業務継続体制を確保するため、電気や水など、ライフラインのバックアップ機能の向上を図る。
- 火葬場や夜間急病センターなど、災害時においても早期に業務を再開する必要がある施設等における業務継続体制を確保する。

推進事務事業	防災業務（BCP 訓練の実施・検証による見直し） 芦別市総合庁舎整備事業（災害時における業務継続体制の確保）
--------	---

② ICT部門における業務継続体制の整備

- ネットワークや機器の配置状況に応じた ICT 部門の「業務継続計画（ICT-BCP）」を策定し、災害時における業務継続体制を確保する。
- 市庁舎の電源対策により、通信環境を確保する。

推進事務事業	情報管理業務（ICT-BCP の策定）
--------	---------------------

3 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

脆弱性評価

【3-1-3】 広域応援・受援体制の整備

① 広域応援・受援体制の整備

- ・ 大規模災害時における災害応急体制の確保や、広域応援の効果的な運用を行うため、自治体間総合協定の締結や、支援の円滑な受け入れを行うための受援体制の構築が必要。
- ・ 広域応援に関する自治体間相互の協定の締結
 - 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
 - 中空知5市5町防災に関する協定
 - 災害時における道北市長会議構成市相互の応援に関する覚書
 - 北海道広域消防相互応援協定
- ・ 他市町村からの応援要請時に迅速な支援を行うため、緊急消防援助隊登録車両の計画的な整備・更新が必要。

評価結果

- 協定に基づく広域応援の効果的な運用を行うための受援体制を整備する必要がある。

個別計画

芦別市地域防災計画（平成28年度～）



[災害時における生活物資の確保協定]

3 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

施策プログラム

【3-1-3】 広域応援・受援体制の整備 重点

① 広域応援・受援体制の整備

- 災害時における広域的な支援体制の強化や、他の自治体等からの支援を円滑に受けることができる体制を整備する。
- 緊急消防援助隊登録車両の計画的な整備・更新を図る。

推進事務事業

防災業務（受援体制の整備）

消防活動業務（受援計画の策定、援助隊登録車両の更新）



[消防・救急車両の計画的な更新]

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

脆弱性評価

【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大

① 再生可能エネルギーの導入拡大

- 太陽光発電システムの導入に対する支援と再生可能エネルギーの利用促進の啓発を行う。
住宅改修助成金（リフォーム助成）による太陽光発電導入費を助成（令和5年3月現在）

対象工事費	助成率	上限額	助成件数
50万円以上	対象工事費の10%	30万円	1件

- 公共施設等における再生可能エネルギーの導入
再生可能エネルギーの導入状況（2019年3月現在）

区分	発電量	備考
太陽光発電	9.84KW	芦別消防署

評価結果

- 既存のエネルギー生産基盤のバックアップとなる再生可能エネルギーの導入拡大の必要がある。

【4-1-2】電力基盤等の整備

① 停電時におけるバックアップ体制の構築

- 庁舎等の防災拠点における非常用電源設備の導入状況（令和5年3月現在）
市庁舎：発電容量 200KVA 発電出力 160KW 連続運転 72時間
発電容量 10KVA 発電出力 8KW 連続運転 72時間
- 指定/福祉避難所における非常用電源設備の導入施設：5箇所（令和5年3月現在）

評価結果

- 市庁舎や指定避難所など、防災拠点における停電時の電源対策が必要である。
- 停電時における地域の防災対策や家庭での平時からの備えに対する意識啓発が必要である。

② 省エネルギーの推進

- 芦別市地球温暖化対策実行計画の策定（平成22年度）
- 公共施設等における省エネルギー化の推進
令和4年冬季の節電実績（平成25年冬期比）
削減率：電気使用量 24.9%
道路の街路灯のほか公共施設照明のLED化

評価結果

- 安定的な電力供給のために電気事業者の供給負荷を低減させる必要がある。

個別計画	芦別市地域防災計画（平成28年度～） 芦別市地球温暖化対策実行計画（平成22年度～） 芦別市公共施設照明LED化基本方針（令和5年度～）
------	--

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

施策プログラム

【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大 重点

① 再生可能エネルギーの導入拡大

- 公共施設等への再生可能エネルギーの導入拡大及び、家庭での太陽光発電システムの導入に対する支援や再生可能エネルギーの利用に対する利用の促進を図る。

推進事務事業	芦別市総合庁舎整備事業（再生可能エネルギーの導入） 住宅改修促進事業（太陽光発電等の導入設備費支援）
--------	---

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
太陽光発電システム導入助成件数	1件	0件	↗

【4-1-2】電力基盤等の整備 重点

① 停電時におけるバックアップ体制の構築

- 災害時における迅速かつ円滑な防災体制を整備するため、市庁舎や指定避難所などの防災拠点における非常用電源設備等の導入を推進する。
- 地域における自主的な防災活動を支援するとともに、指定避難所の機能を補完する町内会館等の電源対策として、発電機等の配備を推進する。
- 各家庭における平時からの備えに対する意識啓発により、「自助」の取組みを促進する。
- 災害時における市民の情報入手手段を確保するため、携帯端末等の充電サービスを実施する。

推進事務事業	防災業務（避難所及び町内会館等の電源対策、平時の備えの意識啓発） 芦別市総合庁舎整備事業（防災拠点の電源対策）
--------	--

② 省エネルギーの推進

- 電気事業者の供給負荷を低減するため、民間を含む省エネルギーの取組みを推進する。

推進事務事業	地球温暖化・省エネルギー対策推進事業 （公共施設の省エネ対策、省エネ等の意識啓発） 芦別市公共施設照明LED化事業（公共施設等照明のLED化）
--------	---

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
公共施設の節電実績（平成25年度比）	19.8%削減	23.4%削減	↗
街路灯におけるLED照明設置基数	3基	270基	↗

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

脆弱性評価

【4-1-3】多様なエネルギー資源の活用

① 多様なエネルギー資源の活用

- ・木質バイオマス事業の取り組み（芦別温泉星遊館等へのチップボイラーによる熱供給）

評価結果

- 災害時において電力や熱の供給を維持するため、エネルギー構成の多様化を図る必要がある。

【4-1-4】石油燃料等供給の確保

① 石油燃料等供給の確保

- ・「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」の締結
災害時などにおける緊急車両等への石油類の優先給油
災害対策上重要な施設、避難所、医療機関、社会福祉施設等への石油類の優先提供
- ・「災害時の発生時における芦別市と北海道LPガス災害対策協議会の応援・復旧活動の支援に関する協定」の締結
LPガスの被害状況及び復旧情報の提供・応急措置及び復旧工事・避難場所へのLPガス供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- ・国による「住民協定SS」の指定数：3箇所（令和5年4月現在）
住民拠点SS：自家発電機を備えた災害時における地域住民の燃料供給拠点

評価結果

- 災害時における石油燃料等の安定確保に関する取り組みが必要である。
- 災害時における燃料給油拠点の電源対策が必要である。

個別計画

芦別市地域防災計画（平成28年度～）

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

施策プログラム

【4-1-3】多様なエネルギー資源の活用

① 多様なエネルギー資源の活用

- 太陽光等の再生可能エネルギーや地中熱、廃棄物発電など、エネルギー構成の多様化の推進と、災害を想定した蓄電設備の導入によるバックアップ体制の整備を検討する。

推進事務事業	新エネルギー利活用事業（多様なエネルギー資源の活用）
--------	----------------------------

【4-1-4】石油燃料等供給の確保

① 石油燃料等供給の確保

- 災害時における住民生活の安心と円滑な防災体制を確保するため、石油類の安定的な確保に向けた関係機関による協力体制の構築を図る。
- 災害時における燃料給油拠点を確保するため、国や北海道、民間事業者との連携により、燃料給油拠点への発電機の導入を促進する。
- LP ガス供給設備等における防災対策を推進する。（民間）

推進事務事業	防災業務（住民拠点SSの指定の促進）
--------	--------------------



[指定避難所のLP ガス供給ガスバルクシステム]

4 ライフラインの確保

4-2 食料の安定供給の停滞

脆弱性評価

【4-2-1】食料生産基盤の整備

① 農業の担い手の育成・確保

- ・ 第4次芦別市農業振興計画の策定（平成27年度）
- ・ 国、北海道の施策や芦別市担い手育成条例等に基づく制度などを組み合わせた、新規就農者の育成、確保に関する取り組み
- ・ 農業経営の法人化や担い手への利用集積の推進に関する取り組み

評価結果

- 農業の担い手の減少による地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、多様な担い手の育成・確保が必要である。

② 農業生産基盤の整備

- ・ 国や北海道の事業を活用しながら、農業生産基盤の整備を実施
- ・ 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した農地や農業用施設の維持管理の実施

評価結果

- 農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を推進することが必要である。
- 担い手の減少や高齢化等により、農地や農業用施設の維持管理が困難になる組織の発生が懸念される。

③ スマート農業の推進

- ・ 人工衛星からの位置情報を補正するシステムの整備
- ・ 先端技術等の現地実証に向けた取り組み

評価結果

- 農業における作業負担の軽減と収益率向上の取り組みが必要である。

個別計画

第4次芦別市農業振興計画（平成28年度～令和7年度）

4 ライフラインの確保
4-2 食料の安定供給の停滞

施策プログラム

【4-2-1】食料生産基盤の整備 重点

① 農業の担い手の育成・確保

- 農業後継者となる新規学卒者やUターン者、農外からの新規参入者、農地所有適格法人や、他の資本との連携など、多様な担い手の育成と確保を図る。

推進事務事業	農業委員会活動事業（農地等の利用調整、農地保有の合理化） 農業担い手対策事業（新規就農者に対する支援、担い手の育成・確保など）
--------	--

② 農業生産基盤の整備

- 既存の土地改良施設の維持管理、改修整備を進めるとともに、農村の多面的機能の発揮に向けて、自然生態系や景観などに配慮した、農業生産基盤の整備と計画的な維持管理を推進する。

推進事務事業	土地改良事業（農業生産基盤の整備） 中山間地域等直接支払事業（農地や農業用施設の保全など） 多面的機能支払事業（農地や農業用施設の保全など）
--------	--

③ スマート農業の推進

- ICTの利活用による農作業の効率化・省力化、収益力の向上を目指したスマート農業の普及に向けた取組みを推進する。

推進事業事業	農業振興対策事業（スマート農業の推進）
--------	---------------------

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
国、北海道、市の新規就農者助成制度の新規採択者数	3人/年	3人/年	→



[スマート農業機械：クボタ資料]

4 ライフラインの確保

4-2 食料の安定供給の停滞

脆弱性評価

【4-2-2】地場農産物の付加価値向上と販路拡大

① 地場農産物の付加価値向上と販路拡大

- ・ 関係機関、団体との協力による安定生産及び品質向上と付加価値向上、販路拡大の取組

評価結果

- 災害時において食料の供給を安定的に行うため、平時においても農産物の付加価値向上と販路の拡大により、一定の生産量を確保する必要がある。

個別計画

第4次芦別市農業振興計画（平成28年度～令和7年度）

【4-2-3】農産物の産地備蓄の推進

① 農産物の産地備蓄の推進

- ・ 北海道食料備蓄基地構想（北海道）

評価結果

- 北海道が担うバックアップ機能である「食料の安定供給」に向けた関係機関による協力体制の整備が必要である。

【4-2-4】食料の供給体制の確保

① 食料の供給体制の確保

- ・ 災害時における応急生活物資の確保や供給に関する協定の締結
協定締結数：11企業
- ・ 災害時における炊出し実施のため、学校給食センターの施設・設備の充実

評価結果

- 災害時における食料の供給体制の確保が必要である。

個別計画

芦別市地域防災計画（平成28年度～）

4 ライフラインの確保

4-2 食料の安定供給の停滞

施策プログラム

【4-2-2】地場農産物の付加価値向上と販路拡大

① 地場農産物の付加価値向上と販路拡大

- 農業生産団体の取り組みを通じて、農産物のブランド化や高付加価値化に向けた戦略的な取り組みを推進する。
- 生産性や品質の向上と地場農産物の販路拡大の取り組みを推進する。

推進事務事業	農業振興対策事業（農産物の付加価値向上、販路拡大、農業機械・施設導入支援など）
--------	---

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
水稻の10a当たり収量	581kg	598kg	↗

【4-2-3】農産物の産地備蓄の推進 重点

① 農産物の産地備蓄の推進

- 平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取り組みを推進する。

【4-2-4】食料品の供給体制の確保 重点

① 食料の供給体制の確保

- 災害時における応急生活物資の確保や供給に関する協定に基づき、相互応援体制の継続や関係機関等との情報共有を推進する。
- 災害時における食料供給体制を確保するため、学校給食センターの施設・設備の計画的な修繕又は更新を推進する。



[学校給食センター]

4 ライフラインの確保

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

【4-3-1】水道施設等の防災対策

① 水道事業の危機管理体制の整備

- ・ 水道施設危機管理マニュアルの整備（平成23年度）
- ・ 水道事業アセットマネジメントの実施（平成29年度）

評価結果

- 水道施設危機管理マニュアルに沿った訓練の実施により、実効性の確保について検証する必要がある。
- 災害時における応急給水・応急復旧体制の構築が必要である。

② 水道施設等の耐震化、老朽化対策

- ・ 芦別市総合計画や北海道及び芦別市の水道ビジョンと整合を図り、芦別市水道施設更新基本計画に基づく事業を実施する。

水道施設等の防災対策の状況（令和5年3月現在）

区分	現状値
基幹管路の耐震化率（送水・導水）	38.9%
配水管耐震化率	18.8%
配水池耐震化率	32.5%

評価結果

- 水道施設の防災対策の推進により、水道施設の安全性の向上を図る必要がある。

個別計画	芦別市水道ビジョン（令和2年度～令和11年度） 芦別市水道施設更新基本計画（平成28年度～） 芦別浄水場更新基本計画（令和3年度～）
------	--

【参考】

芦別市水道ビジョンの理念

- 安全
浄水施設の更新・改良を実施し、より安全な浄水の安定供給。
- 強靱
自然災害にも強い強靱な施設～Level 2 地震（想定しうる範囲の最大規模の地震動）や風水害への対応。
- 持続
効率的な施設の配置と再構築～容易な維持管理と安定した事業経営。

4 ライフラインの確保

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

施策プログラム

【4-3-1】水道施設等の防災対策 重点

① 水道事業の危機管理体制の整備

- 災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、芦別市水道施設危機管理マニュアルに基づく訓練等の実施により危機管理体制の強化を図る。
- 災害時等において飲料水や生活用水を確保するため、水道施設の老朽化対策を図るほか、芦別市水道施設危機管理マニュアルによる、応急給水や応急復旧体制を確保するとともに、広域での受援体制の構築を図る。

② 水道施設等の耐震化、老朽化対策

- 災害時においても安定的な給水を確保するため、水道施設の更新及び耐震化を図るとともに、管路についても計画的に耐震化を推進する。
- 計画的な水道施設の更新や改修及び管路の更新など、老朽化対策を推進する。
- 安全で快適なライフライン機能の充実を図るため、施設の老朽化や運転管理の自動化に向けた更新や改修を進める。

推進事務事業	水道事業（老朽管更新事業（送水・配水管）、浄水場整備事業（更新））
--------	-----------------------------------

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
基幹管路の耐震化率（送水・導水）	33.5%	38.9%	↗
配水管耐震化率	16.6%	18.8%	↗
配水池耐震化率	32.5%	32.5%	↗



[管路の耐震化]

4 ライフラインの確保

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

【4-3-2】下水道施設等の防災対策

① 下水道事業の危機管理体制の整備

- ・ 下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の策定（平成30年度）

評価結果

- 業務継続計画に沿った訓練の実施により、実効性の確保について検証する必要がある。

② 下水道施設の耐震化、老朽化対策

- ・ 芦別市公共下水道施設維持管理計画（平成28年度）に基づき、老朽化した管渠及びマンホールの調査・点検、補修及び改築など維持管理を適切に行う。

下水道施設等の防災対策の状況（平成30年3月現在）

区分	現状値
下水道重要管路の点検・調査率	100.0%

評価結果

- 下水道施設の防災対策の推進により、下水道施設の安全性の向上を図る必要がある。
- 下水道機能の確保により、道路の交通機能を維持する必要がある。

4 ライフラインの確保

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

脆弱性評価

【4-4-1】交通ネットワークの整備

① 都市の骨格を形成する幹線道路の整備

- ・ 芦別市都市計画マスタープランにおいて、国道、主要道道のほか市道も含めた都市計画道路を骨格となる道路として位置づけ整備を推進
都市計画道路の整備率：91.9%（令和5年3月現在）

評価結果

- 災害時における迅速な物資供給及び救急救助活動のため、幹線道路の整備を推進する必要がある。

② 地域公共交通体系の構築

- ・ 「芦別市地域公共交通計画」の策定（令和5年度）
- ・ 芦別～旭川間におけるデマンド型乗合タクシーの運行開始（令和3年度）
- 災害時における市民の交通手段を確保するため、平時から利用者ニーズを把握した適切な公共交通体系を構築する必要がある。
- 地域特性を考慮した交通手段や路線などの確保により、市民生活の利便性の向上を図る必要がある。
- 災害時における運行体制の確保に向けた取組みが必要である。

個別計画

芦別市都市計画マスタープラン（令和5年度～令和14年度）
芦別市地域公共交通計画（令和5年度～令和14年度）

4 ライフラインの確保

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

施策プログラム

【4-3-2】下水道施設等の防災対策 重点

① 下水道事業の危機管理体制の整備

- 災害時に被災した下水道機能を早期に復旧させるため、業務継続計画により訓練等の実施や関係機関との協力体制を構築し、危機管理体制の強化を図る。

② 下水道施設の耐震化、老朽化対策

- 災害による長期にわたる下水道の機能停止を回避するため、下水道施設の耐震化等の防災対策を推進する。
- 老朽化が進む下水道施設について、更新や長寿命化を計画的に進めるとともに、適正な維持管理に努める。
- 災害時における道路の交通機能を確保するため、道路の雨水対策と連携した浸水対策を推進する。

推進事務事業	下水道事業（下水道施設調査・点検、改築・更新事業）
--------	---------------------------

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
下水道重要管路の点検調査率	100.0%	100.0%	→

4 ライフラインの確保

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

施策プログラム

【4-4-1】交通ネットワークの整備 重点

① 都市の骨格を形成する幹線道路の整備

- 芦別市都市計画マスタープランに基づき、市内の主要な都市計画道路の整備は概ね完了しているが、今後、未整備の都市計画道路は、住宅地等の新たな都市形成に合わせて整備する。

推進事務事業	街路事業（西山通ほか3路線の整備）
--------	-------------------

② 地域公共交通体系の構築

- 交通事業者等と協調しながら、利用者のニーズを踏まえた、効率的かつ利便性の高いバスの運行体制を確保する。
- 災害時における早期の運行再開や代替ルートの設定など、交通事業者等との連携による災害に強い運行体制を整備する。

推進事務事業	生活交通確保対策事業（コミュニティバス、デマンド型乗合タクシー）
--------	----------------------------------

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
都市計画道路の整備率	91.9%	91.9%	↗
市内のバス路線（キラキラバス）	4路線7系統	4路線7系統	→

4 ライフラインの確保

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

脆弱性評価

【4-4-2】道路施設の防災対策等

① 道路施設の防災対策

- ・ 国道、道道の危険箇所の防災点検、計画的な橋梁の耐震補強、長寿命化等の取り組みのほか、十勝岳噴火に伴う防災対策道路として、国道 452 号の全線開通と道道芦別美瑛線の全面舗装（国・北海道）
- ・ 「芦別市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく着実な整備と適切な維持管理
橋梁の管理状況（平成31年3月現在）

区分	現状値
橋梁の点検率	100.0%
橋長 15m以上の橋梁の修繕率	50.7%

評価結果

- 災害時における交通網の確保が必要である。
- 橋梁などの道路施設に関する老朽化対策が必要である。

② 地下埋設物の管理、空洞化対策

- ・ 舗装路面下の空洞化対策（調査）は未実施
- ・ 日本郵便(株)との道路等の異常発見時における通報に関する協定の締結

評価結果

- 道路の適正管理による道路環境の維持が必要である。
- 路面陥没の早期発見と速やかな補修等の実施が必要である。

③ 街路樹の適切な整備、更新と維持管理

- ・ 老朽化や生育不良等による倒木等の危険がある街路樹の計画的な更新、撤去及び適正な維持管理

評価結果

- 災害時における道路の閉塞を防止する必要がある。

個別計画

芦別市道路舗装修繕計画（平成29年度～令和8年度）
芦別市橋梁長寿命化計画（平成26年度～）

【4-4-3】広域的な公共交通の維持

① 広域的な公共交通の維持

- ・ 地域住民や観光客を運ぶ公共交通機関として、鉄道が持つ大量輸送機能により産業や経済を支える役割
- ・ 広域的な物流ルートとしての鉄道貨物輸送の役割
北海道交通政策総合指針（平成30年3月）
根室本線：JRの札幌～旭川間での災害時には、富良野を経由し空知と上川を結ぶの補完ルートとして輸送する役割を担う。

評価結果

- 人流・物流に重要な役割を果たす鉄道の維持・確保が必要である。

4 ライフラインの確保

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

施策プログラム

【4-4-2】道路施設の防災対策等 重点

① 道路施設の防災対策

- 災害に強い交通網を構築するため、関係機関と連携を図りながら、防災対策道路や緊急輸送道路に架かる橋梁の橋脚の補強や落橋の防止対策など、道路施設の計画的な整備を推進する。
- 橋梁については、計画的な点検と劣化予測に基づき、損傷の少ないうちに行う予防保全的な修繕を徹底することにより、安全で円滑な交通を確保するとともに、修繕・架替えにかかるコストの縮減を図る。

推進事務事業	道路維持管理業務（道路環境の維持） 道路新設改良事業（道路の新設・更新等） 橋りょう維持管理業務（橋梁の老朽化対策、耐震補強）
--------	---

② 地下埋設物の管理、空洞化対策

- 主要な道路については、定期的な路面点検に基づき、計画的かつ効率的な補修を行い、安全で快適な道路環境を確保しながら、舗装の延命化やコストの縮減を図る。
- 道路パトロールの実施や市民などからの情報提供による路面陥没の早期発見と発見後の速やかな補修等の体制を整備する。

推進事務事業	道路維持管理業務（道路環境の維持）
--------	-------------------

③ 街路樹の適切な整備、更新と維持管理

- 災害時における倒木による道路の閉塞を防ぐため、街路樹の適切な整備、更新と維持管理を推進する。

推進事務事業	花と木・緑化推進事業（街路樹の適正管理）
--------	----------------------

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
橋長 15m以上の橋梁の修繕率	50.7%	62.5%	↗

【4-4-3】広域的な公共交通の維持

① 広域的な公共交通の維持

- JR 根室本線について、沿線市町で構成する根室本線対策協議会など、関係団体と連携・協力しながら利用促進を図り、路線の維持・存続に向けて取り組む。

推進事務事業	地域振興業務（公共交通の利用の促進と輸送体制の維持）
--------	----------------------------

【指標】

指標名	令和元年度	令和4年度	方向性
JR 路線数	1 路線	1 路線	→

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

脆弱性評価

【5-1-1】リスク分散を重視した企業立地等の推進

① リスク分散を重視した企業立地等の推進

- ・ 首都圏等から自然災害や地震の少ない地域特性を活かした本市への企業誘致

評価結果

- 首都圏等の被災リスクの高い地域からの企業誘致を推進する必要がある。

個別計画

「地域再生法」に基づく北海道地域地方活力向上地域等特定業務整備促進プロジェクト（平成27年度～令和9年度）

【5-1-2】企業の業務継続体制の強化

① 企業の業務継続体制の強化

- ・ 各企業に対する情報提供と連携

評価結果

- 関係機関と連携した企業の業務継続体制の整備が必要である。

【5-1-3】被災企業等への金融支援

① 被災企業等への金融支援

- ・ 被災した中小企業に対する金融支援制度
北海道：北海道中小企業総合振興資金（経営環境変化対応貸付、防災・減災貸付）

評価結果

- 被災企業が支援制度を円滑に活用できるよう関係機関との情報共有を図る必要がある。

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

施策プログラム

【5-1-1】リスク分散を重視した企業立地等の推進 重点

① リスク分散を重視した企業立地等の推進

- 災害に備えた経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化のため、本市における自然災害リスクの低さや高度情報基盤などの特性を活かした新産業の創出や企業誘致を推進する。

推進事務事業	商工業振興・育成事業（商工鉱業の振興事業）
--------	-----------------------

【5-1-2】企業の業務継続体制の強化

① 企業の業務継続体制の強化

- 企業の業務継続体制を強化するため、関係機関と連携しながら業務継続体制の強化を図り、災害時においても電力の供給が継続できる体制の整備を促進する。

推進事務事業	商工業振興・育成事業（商工鉱業の振興事業）
--------	-----------------------

【5-1-3】被災企業等への金融支援

① 被災企業等への金融支援

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業の早期復旧と経営の安定化を図るため、関係機関との連携による金融支援のセーフティネットの確保に向けた取り組みを推進する。

推進事務事業	商工業振興・育成事業（金融協会との連携による中小企業への金融支援）
--------	-----------------------------------

6 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

脆弱性評価

【6-1-1】ため池の防災対策

① ため池の防災対策

- ・ 農業用ため池は所有者及び管理者の届出により把握しているが、現在は本市に防災重点ため池に該当するものは無い。

評価結果

- 大規模地震や豪雨等を起因とした、農業用ため池の決壊などによる二次災害を防止するため、農業用ため池所有者及び管理者へ適正な維持管理の要請と、決壊した場合の地域住民に対する情報提供が必要である。

6 二次災害の抑制

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価

【6-2-1】森林の整備・保全

① 森林の整備・保全

- ・ 国及び北海道の補助事業の活用による森林施業の円滑な推進
- ・ 私有林の適切な整備・保全と育成管理
- ・ 北海道及び林業関係団体と連携した、インターンシップや林業体験ツアーの受入れなどによる林業の担い手確保
- ・ 北海道立北の森づくり専門学院の実習受入

評価結果

- 森林の適正な管理を行うため、林業の担い手の確保に向けた取り組みが必要である。
- 森林が持つ多様な機能を発揮させるための適切な整備・保全が必要である。

個別計画

芦別市森林整備計画（平成30年度～令和9年度）
芦別市森林経営計画（平成30年度～令和10年度）

6 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

施策プログラム

【6-1-1】ため池の防災対策

① ため池の防災対策

- 農業用ため池の所有者及び管理者からの届出によりデータベースに登録されたため池の管理状況の把握と、管理に対する指導の徹底を図る。
- 農業用ため池が決壊するおそれがある場合には、防災メール等により地域住民への周知を図る。

6 二次災害の抑制

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

施策プログラム

【6-2-1】森林の整備・保全 重点

① 森林の整備・保全

- 災害時における土砂の流出や表層崩壊等を防止するため、林業の担い手の確保や育成に取り組みとともに、森林が持つ水源のかん養、防災・減災、地球温暖化の防止などの多様な機能を発揮させるため、造林や間伐などの効果的な森林の整備・保全を推進する。

推進事務事業	森林環境保全整備事業 民有林振興対策事業 市有林・林道管理業務（市有林野整備事業）
--------	---

6 二次災害の抑制

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価

【6-2-2】農地・農業水利施設等の保安全管理

① 農地・農業水利施設等の保安全管理

- ・ 農業用排水路（パイプライン）の改修（道営）
野花南地区：第一期（平成24年度～平成30年度）完了
第二期（令和7年度～令和16年度）予定
- ・ 農業水利施設等の維持管理
用水路：全長約60km
巡視人による巡回確認や気象警報等による施設操作のほか、近隣等他施設管理者からの情報収集による管理の実施
かんがい通水の前後に実施する施設点検による安全管理等の適正な維持管理
- ・ ダムの貯水位監視の監視機能の強化
ダム監視のためのWebカメラの設置
雨量計の更新及び防災情報ネットワークへの登録

評価結果

- 関係機関との連携による農業水利施設の適正な管理が必要である。
- 農業水利施設の適正な管理と計画的な整備・更新を図る必要がある。

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

脆弱性評価

【7-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

① 災害廃棄物の処理体制の整備

- ・ 芦別市地域防災計画に基づく災害廃棄物の処理体制の整備

評価結果

- 大規模自然災害時には、通常的生活ごみに加えて、避難所のごみや被災家屋等の片付けごみ、仮設トイレ等のし尿などの処理を円滑に行う必要がある。

個別計画

芦別市地域防災計画（平成28年度～）

6 二次災害の抑制

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

施策プログラム

【6-2-2】農地・農業水利施設等の保安全管理

① 農地・農業水利施設等の保安全管理

- 洪水防止機能を持たない農業用ダムの事前落水等による災害防止を実現させるため、関係機関との連携により適切な管理を推進する。
- ダム管理における大規模停電等による施設操作及び気象観測に支障が及ばないように、非常用電源の整備を推進する。

推進事務事業	水利施設管理強化事業（農業水利施設の保全） 土地改良施設維持管理適正化事業（ダム、頭首工の点検整備） 水利施設等保全高度化事業（パイプラインの整備補修）
--------	--

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

施策プログラム

【7-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

① 災害廃棄物の処理体制の整備

- ごみの発生量の予測、収集・運搬方法、仮置き場候補地、民間処理業者との連携などに関する項目についての検証のほか、早期の復旧・復興に向けた最終処分場への円滑な搬出作業を実施する上で必要となる仮置き場における分別方法の検討や、広域的な処理体制など大規模自然災害の発生を想定した災害廃棄物の処理体制を整備する。

推進事務事業	ごみ処理事業（災害廃棄物処理計画の作成）
--------	----------------------

7 迅速な復旧・復興等

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

脆弱性評価

【7-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携

① 災害対応に不可欠な建設業との連携

- ・ 災害応急対策業務等に関する協定の締結
芦別市所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定
災害時における機器の確保に関する協定
災害時における応急活動の協力及び資機材の活用に関する協定

評価結果

- 各種応援協定の締結など、平時における建設業者との連携体制の整備は必要である。

個別計画

芦別市地域防災計画（平成18年度～）

【7-2-2】行政職員等の活用促進

① 他団体技術職員による応援体制

- ・ 広域応援に関する自治体間相互の協定の締結
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
中空知5市5町防災に関する協定
災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書

評価結果

- 大規模自然災害時における人材不足を補うため、自治体間の相互応援体制が必要である。

② 災害時におけるボランティアの活用体制の整備

- ・ 災害時におけるボランティア活動に関する協定の締結
- ・ 災害ボランティアセンター設置要綱の策定（社会福祉協議会 令和2年4月）
- ・ 災害時対応マニュアルの策定（社会福祉協議会 令和2年4月）
- ・ 災害ボランティアセンター運営に必要な資機材等の備蓄の実施（社会福祉協議会）
- ・ 北海道社会福祉協議会との「災害救援活動の支援に関する協定」の締結（社会福祉協議会）
- ・ 「災害時におけるボランティア活動に関する協定」（社会福祉協議会 2018年4月）

評価結果

- 災害時に社会福祉協議会と連携して設置する災害ボランティア現地対策本部におけるボランティアの活用体制を整備する必要がある。

③ 民間企業等との連携体制の整備

- ・ 民間企業等の資機材の提供等に関する各種協定の締結

評価結果

- 民間企業等の技術等を活用した復旧・復興体制の整備が必要である。

個別計画

芦別市地域防災計画（平成28年度～）

7 迅速な復旧・復興等

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

施策プログラム

【7-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携

① 災害対応に不可欠な建設業との連携

- 建設業者との各種応援協定の締結により、大規模自然災害時における市所管施設等の迅速な復旧体制を整備する。
- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設土木業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政と建設土木業との連携体制をさらに強化する。

推進事務事業	防災業務（建設業者との連携体制の整備）
--------	---------------------

【7-2-2】行政職員等の活用促進

① 他団体技術職員による応援体制

- 災害時における北海道及び道内市町村との職員派遣による相互応援体制を確保するとともに、被災時における受援体制の整備に向けた取り組みを推進する。

推進事務事業	防災業務（相互応援体制の確保と受援体制の構築）
--------	-------------------------

② 災害時におけるボランティアの活用体制の整備

- 災害時における被災者支援のボランティア活動は、被災地の復興支援に重要な役割を果たしており、ボランティア活動の効果的・効率的な運用を図るため、社会福祉協議会との連携によるボランティアの活用体制の整備を推進する。
- 災害時対応マニュアルに基づく本部立ち上げ訓練の実施と検証により、マニュアルに基づく運営体制の確保に努める。（社会福祉協議会）

推進事務事業	社会福祉協議会関係事務（災害時におけるボランティアの活用） 防災業務（協定先との連携）
--------	--

③ 民間企業等との連携体制の整備

- 大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るため、民間企業等の持つ人材や技術、資機材等の活用に向けた連携体制を整備する。

【別表】 芦別市強靱化のための推進事務事業一覧

所管部	事務事業名	所管課	頁
総務部 (消防含む)	芦別市総合庁舎整備事業（防災拠点の耐震化）	総務防災課	P9
	防災業務（避難所の指定や避難所運営に関する訓練の実施など）	総務防災課	P11
	防災業務（福祉避難所の確保及び受入方法等の整備）	総務防災課	P11
	防災業務（火山噴火警戒情報に関する対応）	総務防災課	P13
	防災業務（土砂災害警戒区域の情報共有・土砂災害に対する警戒体制の整備）	総務防災課	P13
	防災業務（洪水・内水被害に対する対応）	総務防災課	P13
	防災業務（避難所の周知・誘導などの避難対策）	総務防災課	P19
	防災業務（冬季における避難所の防寒対策）	総務防災課	P19
	防災業務（情報の収集、伝達体制の整備）	総務防災課	P21
	防災業務（防災情報の共有）	総務防災課	P21
	防災業務（防災情報の伝達体制の強化）	総務防災課	P21
	芦別市総合庁舎整備事業（行政情報の保全、通信環境の確保）	総務防災課	P23
	防災業務（災害発生時等の連絡体制の整備）	総務防災課	P23
	防災業務（災害情報の多言語化）	総務防災課	P23
	防災業務（地域との連携による支援体制の整備）	総務防災課	P23
	防災業務（地域における防災活動への支援）	総務防災課	P25
	消防活動業務（消防団員の確保）	総務防災課	P25
	防災業務（防災教育の推進）	総務防災課	P25
	防災業務（物資供給等に係る連携体制の整備）	総務防災課	P27
	防災業務（遠方の自治体との災害時応援協定）	総務防災課	P27
	防災業務（家庭内備蓄の意識啓発、非常用物資の計画的な備蓄）	総務防災課	P27
	防災業務（実践的な防災訓練等の実施）	総務防災課	P29
	消防活動業務（消防職員の育成）	総務防災課	P29
	消防活動業務（救命処置等の普及啓発）	総務防災課	P29
	その他行政業務（自衛官募集の協力等）	総務防災課	P29
	防災業務（実践的な防災訓練等の実施）	総務防災課	P29
	消防活動業務（消防車両の計画的な整備、分団詰所の整備更新対策）	芦別消防署	P31
	消防活動業務（AEDの設置促進と普及啓発）	芦別消防署	P31
	防災業務（災害時における医療機関との連携）	総務防災課	P33
	防災業務（地域との連携による支援体制の整備）	総務防災課	P33
	防災業務（災害備蓄品の整備）	総務防災課	P35
	防災業務（本部訓練の実施・検証、被災者の生活再建）	総務防災課	P37
	芦別市総合庁舎整備事業（災害対策本部機能の強化）	総務防災課	P37
防災業務（BCP訓練の実施・検証による見直し）	総務防災課	P37	
芦別市総合庁舎整備事業（災害時における業務継続体制の確保）	総務防災課	P37	

所管部	事務事業名	所管課	頁
総務部	情報管理業務（ICT-BCPの策定）	総務防災課	P37
	防災業務（受援体制の整備）	総務防災課	P39
	消防活動業務（受援計画の策定、援助隊登録車両の更新）	総務防災課	P39
	芦別市総合庁舎整備事業（再生可能エネルギーの導入）	総務防災課	P41
	防災業務（避難所及び町会会館等の電源対策、平時の備えの意識啓発）	総務防災課	P41
	芦別市総合庁舎整備事業（防災拠点の電源対策）	総務防災課	P41
	防災業務（住民拠点SSの指定の促進）	総務防災課	P41
	生活交通確保対策事業（コミュニティバス、デマンド型乗合タクシー）	企画政策課	P51
	地域振興業務（公共交通の利用の促進と輸送体制の維持）	企画政策課	P53
	防災業務（建設業者との連携体制の整備）	総務防災課	P61
	防災業務（相互応援体制の確保と受援体制の構築）	総務防災課	P61
	社会福祉協議会関係事務（災害時におけるボランティアの活用）	総務防災課	P61
	防災業務（協定先との連携）	総務防災課	P61
市民福祉部	在宅福祉サービス事業（町内会への委託による高齢者世帯等への支援）	介護高齢課	P17
	門口除雪事業（業者への委託による高齢者世帯等への支援）	介護高齢課	P17
	町内会活動推進事業（地域コミュニティの活性化）	市民環境課	P21
	民生委員・児童委員事務（民生委員等の活動支援）	福祉課	P33
	緊急通報システム事業（ひとり暮らし高齢者等への支援）	介護高齢課	P33
	感染症予防対策事業（感染症の発生・まん延防止）	健康推進課	P35
	地球温暖化・省エネルギー対策推進事業（公共施設の省エネ対策、省エネ等の意識啓発）	市民環境課	P41
	芦別市公共施設照明LED化事業（公共施設等照明のLED化）	市民環境課	P41
	新エネルギー利活用事業（多様なエネルギー資源の活用）	市民環境課	P43
	ごみ処理事業（災害廃棄物処理計画の作成）	市民環境課	P59
経済建設部	住宅改修促進事業（耐震化、バリアフリー、老朽化対策）	都市建設課	P9
	空き家等対策事業（空き家等の適正管理の啓発、空き家等の利活用の周知）	都市建設課	P9
	公共施設マネジメント推進事業（公共施設の再編）	都市建設課	P9
	道路維持管理業務（市）	都市建設課	P11
	市道駅前通街路事業（市：街路事業による無電柱化）	都市建設課	P11
	河川改修事業（北海道：道管理河川の治水対策）	都市建設課	P15
	道路維持管理業務（道路冠水への対応）	都市建設課	P15
	河川維持管理業務（河川改修と河川環境の維持）	都市建設課	P15

所管部	事務事業名	所管課	頁
経済建設部	下水道雨水幹線整備事業（浸水対策：雨水幹線などの整備）	上下水道課	P15
	除排雪事業（暴風雪時の道路管理体制）	都市建設課	P17
	除排雪事業（除排雪機械の更新や増強による機械体制の確保）	都市建設課	P17
	観光施設等整備事業（観光客向けの通信環境整備の確保）	商工観光課	P23
	住宅改修促進事業（太陽光発電システム導入に対する支援等）	都市建設課	P41
	農業委員会活動事業（農地等の利用調整、農地保有の合理化）	農林課	P45
	農業担い手対策事業（新規就農者に対する支援、担い手の育成、新規就農者に対する支援、担い手の育成）	農林課	P45
	土地改良事業（農業生産基盤の整備）	農林課	P45
	中山間地域等直接支払事業（農地や農業用施設の保全）	農林課	P45
	多面的機能支払事業（農地や農業用施設の保全）	農林課	P45
	農業振興対策事業（スマート農業の推進）	農林課	P45
	農業振興対策事業（農産物の付加価値向上、販路拡大、農業機械、施設導入支援など）	農林課	P47
	水道事業（老朽管更新事業（送水・配水管）、浄水場整備事業（更新））	上下水道課	P49
	下水道事業（下水道施設調査・点検、改築・更新事業）	上下水道課	P51
	街路事業（西山通ほか2路線の整備）	都市建設課	P51
	道路維持管理業務（道路環境の維持）	都市建設課	P53
	道路新設改良事業（道路の新設・更新等）	都市建設課	P53
	橋りょう維持管理業務（橋梁の老朽化対策、耐震補強）	都市建設課	P53
	道路維持管理業務（道路環境の維持）	都市建設課	P53
	花と木・緑化推進事業（街路樹の適正管理）	都市建設課	P53
	商工業振興・育成事業（商工鋳業の振興事業）	商工観光課	P55
	商工業振興・育成事業（商工鋳業の振興事業）	商工観光課	P55
	商工業振興・育成事業（金融協会との連携による中小企業への金融支援）	商工観光課	P55
	森林環境保全整備事業	農林課	P57
	民有林振興対策事業	農林課	P57
	市有林・林道管理業務（市有林野整備事業）	農林課	P57
	水利施設管理強化事業（農業水利施設の保全）	農林課	P59
	土地改良施設維持管理適正化事業（ダム、頭首工の点検整備）	農林課	P59
	水利施設等保全高度化事業（パイプラインの整備補修）	農林課	P59
市立 芦別病院	芦別市病院事業（休日・夜間等診療対策、救急体制の維持）	事務課	P33
	芦別市病院事業（医療機械器具整備による老朽化した医療機器の更新）	事務課	P33



芦別市強靱化計画

計画期間：令和2年度から令和6年度〔改訂版〕

令和2年3月策定

令和6年1月改訂

発行：北海道芦別市
編集：芦別市総務部総務防災課
〒075-8711 北海道芦別市北1条東1丁目3番地
Tel 0124-27-7058（直通） Fax 0124-22-9696
E-mail：bousai@city.ashibetsu.hokkaido.jp